

平塚市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日 時 令和3年11月15日(月) 14:00～15:30
場 所 平塚市役所本館4階 410会議室
出席委員 町川委員、浅沼委員、田中委員、白澤委員、村田委員、渡邊委員、長橋委員、遠藤委員
事務局 平塚市福祉部 岩崎福祉部長
福祉総務課 小菅課長、杉崎課長代理、木村主査、石田主査
高齢福祉課 大川担当長
障がい福祉課 村田課長代理
生活福祉課 守屋課長代理
平塚市社会福祉協議会 高橋事務局長、遠藤次長兼課長、
成年後見利用支援センター 中田副センター長、田中班長

傍聴者 0人

(議題)

- 1 成年後見制度利用促進に関する平塚市の取り組みについて
 - ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について
 - イ 市長申立て、報酬助成について
- 2 中核機関、地域連携ネットワークの在り方について
- 3 その他

【配布資料】

- ・平塚市附属機関設置条例(抄)
- ・平塚市成年後見利用支援センター設置規則
- ・平塚市成年後見制度利用促進協議会規則
- ・平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱
- ・平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱
- ・令和3年度第1回平塚市成年後見制度利用促進協議会次第
- ・平塚市成年後見制度利用促進協議会委員名簿
- 資料1-1～1-3 令和2年度平塚市成年後見利用支援センター事業実績 等
- 資料1-4～1-6 令和3年度平塚市成年後見利用支援センター事業計画 等
- 資料1-7 平塚市における市民後見人養成の状況(令和3年10月末日現在)
- 資料1-8 平塚市の市長申立てと報酬助成の状況
- 資料2 中核機関の設置(案)について
- 資料2-1 令和3年度第1回平塚市成年後見利用促進協議会(PowerPoint資料)
- 別紙3 現状と中核機関設置後の機能について

- 開催に先立ち、会議の成立及び公開等について事務局から説明
これより会長による議事進行

会長

はじめに、議題1「成年後見制度利用促進に関する平塚市の取り組みについて ア 成年後見利用支援センター事業について、イ 市長申立て、報酬助成について」事務局から説明をお願いいたします。

ア 成年後見利用支援センター事業について、資料1-1から1-7までを成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）から説明。

イ 市長申立て、報酬助成について、資料1-8を市担当者から説明。

会長

只今、事務局から説明がありましたが、これから検討していくに当たり、共通認識として補足すべきことや、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

【質疑】

委員

2点お願いします。資料1-7で、退職というのが4名となっていたり、7名申込で7名採用、5名退職となっていたりしますが、どういう場合を退職というのかということと、サポーター活動の状況のところで、24名中10名が選任というのは、家庭裁判所から個人の後見人として選任されたものなのかということと、3ケース終了となっているが、3ケース終了したときの、終了した担当者はその後どうなるのか。終了して、成年後見人ではなくなると思いますが、そのときに、再度サポーターに入って次の受任を待つのか、それとも完全に退職となるのか、わからないので、教えていただけたらと思います。

事務局（センター）

御質問にありました前段部分の職員の退職について、サポーターとして対応された方で、特に第1期や第2期など、かなり早い時期に講座を受けられて修了された方の中には、修了された御本人や御家族の体調が良くなって、退職という判断をされた方が多いというところがございます。また、もう一点の御質問、3ケース終了についてですが、市民後見人が実際に成年後見人等に選任されて、被後見人等が亡くなられたケースの3ケースという状況です。終了しましたら、その元市民後見人さんとお話させていただき、再度社会福祉協議会の職員として後見サポーターとして活動をしていくかを確認させていただき、また市民後

見人として次の機会があれば、準備して随時進めていくという流れでございます。

会長

その他、何かありますか。

委員

受任調整会議というのが何回か開催されていますが、受任調整会議の課題や状況を教えていただけたらと思います。

事務局（センター）

名称としては受任調整・企画運営会議という会議名称ですが、受任調整が実質的に行っていますのは、後見サポーターの市民後見人としての推薦にかかわるところに今のところ限定しています。今後は特に中核機関として機能を発揮するため、市民後見人以外の推薦というところについても検討を進めているところでございます。

会長

他はありますか。それでは、次の議題に移ります。

議題2「中核機関、地域連携ネットワークの在り方について」事務局から説明をお願いします。

事務局（市課長代理）

中核機関、地域連携ネットワークの在り方について、資料2-1について PowerPoint を使用して、事務局から説明。別紙3は PowerPoint のスライドをまとめたものとして説明。続いて、資料2の5（規定等ルールについて）及び6（機能の広域実施、広域連携について）説明。

会長

只今、事務局から説明がありました。今年度末の中核機関設置に向けて、共通認識として補足すべきことや、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

【質疑】

委員

確認させていただきたいのですが、中核機関設置形態のところ、委託、一部行政直営ということですが、行政直営というのは、具体的な項目としては決まっているのでしょうか。

事務局（市課長代理）

これについては、現在も実施している市長申立の部分をおおきな表現にさせていただきました。

委員

3（2）と3（3）のところの図について確認ですが、中核機関の中で、情報収集・情報提供のあと、一部がケース検討調整会議で、他のは違うところに流れています。3（3）は流れている図ですが、ケース検討調整会議に流れていくものと、違うところに流れるものとの区別をどのようにするつもりでいられるのか。現在どういう形で考えていられるのかをお聞きしたいと思います。

事務局（市担当者）

現在、案として考えているところとしましては、市長申立にかかるような案件の中で、ケース検討調整会議が必要な状態の方、権利擁護について、より専門家の方々の御意見が必要ではないかというような場合に、ケース検討調整会議にその事案を挙げまして、助言を得たいと考えております。来年度当初の段階では、色々な事例が実際には中核機関の中で相談を受けていると思いますが、まずは、市長申立案件の中からそういった事例を積み上げていけたらと考えています。

委員

先程、口頭で説明があったと思いますが、別紙4の3（2）のところについてです。相談機関や親族からあがってきた事例があって、成年後見の流れも、本人申立てなのか親族申立てなのか、それとも市長申立なのか、それ以外の権利擁護フォローなのか。実は、こここのところの本人の情報をあげてきて、市長申立になるのか、本人申立てや親族申立になるのか、その他の権利擁護支援になるのかが一番相談の肝の部分で、本当はその課題の整理ということですよ。そこの中でこれは、市長申立なのか、本人、親族申立なのか、他の方法があるのかということに、専門職の後方支援的な知見を活用してもらいたいというのが私の意見です。

3（3）をみると、調整会議を置くということが、成年後見ありきにも見えてくる図なので、専門職後見が候補者の相談だけをしているというようにも見えるのですけれど。成年後見以外の権利擁護相談というものを大切に扱うという意味では、やはり、中核機関からケース検討調整会議というのもそうですが、専門職の後方支援的な矢印を作っていただいて、中核機関からの候補者の相談と書いてありますが、もうひとつ成年後見以外の権利擁護支援のところについても矢印を引いて、課題の整理とか助言等など書いてもらうとよいのではないのでしょうか。成年後見ありきではないと思いますので、全部が全部、専門職の力が必要というわけではないと思います。市の担当者や支援チームの中で解決することもあると思

いますが、課題の整理が必要な事案についてはその流れで作っていくのがよいと思います。弁護士相談となっていますが、弁護士さんもそうですし、司法書士さんも、その他の専門職も活用してもらえるといいのかなと思います。その辺をご検討いただくといいのかなと思います。

事務局（市課長代理）

今の御意見については、この場でこういうようにしますとは言えないのですが、貴重な御意見をいただきました。これで終わりということではないですし、今日示しているのは案です。今日いただいた御意見を踏まえて考えさせていただきたいと思います。

委員

「手をつなぐ育成会」というのは全国組織ですが、今年の春に全国で1386人に成年後見についてアンケートを実施した結果がありまして、勉強してきました。育成会でも、アンケートに回答した8割くらいの方が成年後見制度を知っているということでした。ただ、実際にこの制度を使っているのは1割程度でした。この制度のことをある程度知っているからこそ使えないという人が、すごく多いことがわかりました。それはどうしてかということ、一人ひとりの障がいや個々の事情によって、状況が違ったり、必要な支援が違ってきたりすることをどこに行き行って相談したらよいのか、困ったまま生活している人が多くて、今回、この資料の中核機関というのを見て、図のように中核機関設置後のチーム支援で本人のことを色々な点で見に来てくれる人を支えられるような、大きく包むような存在の中核機関というのは、全国のアンケートでも早急に市町村で設置してほしいという意見も多いので、すごく期待しています。私たちは、親亡きあとに残された子ども本人が、心豊かに過ごしてほしいというのが望みですので、中核機関のあり方が当事者とかけ離れないような形で、作り上げていただけたらいいなと思って、大変期待しています。

事務局（市課長）

貴重な御意見ありがとうございました。今後、課題などは出ると思います。少しずつ改善しながら、今のような御意見もいただきながら進めていきたいと思っています。

委員

他の委員さんからの質問を聞いていて、確認したいことがありました。3(2)の図の中で、本人申立て親族申立てという矢印のところと、ケース検討調整会議ということで、2つに分かれているのですが、申立てを希望していて、後見人等の候補者を選んでほしいというような事例については、これはどちらの矢印の方に該当するのでしょうか。

先程の説明を聞いてみると、ケース検討調整会議の矢印になると、市長申立てをするのか、そうでないのかというように聞きましたが、実際に、本人申立てや親族申立てにせよ申

立を希望していて、適当な候補者を紹介してほしいという相談もあると思いますが、そういうとき、どちらになるのでしょうか。

事務局（センター）

今の御質問ですが、現在、市とセンターとで協議をしている際中の部分のところですので、結論としては申しあげられませんが、親族申立てや本人申立について、個別具体の候補者を紹介してほしいという御相談は、これまでもございました。従来は、特定の候補者を紹介するというのはなかなか難しいという判断もありましたので、それぞれ専門職団体を紹介するというのが実情です。個別の候補者を紹介できるのかどうかということは、各専門職団体や家庭裁判所の御助言をいただきながら今後検討を進めていきたいと思っております。

委員

先程、委員から話がありましたケース検討調整会議の話になります。その委員に同感だと思っていたところです。ですので、改めてもう一度私からもお伝えしたいと思っておりました。ケース検討調整会議の中で、やはり調整が難しい案件があがってくるはずで、そこから市長申立につながっていくのもあれば、専門職後見人につながっていく話もあり、その他の権利擁護支援につながっていく話もあると思っております。この3（3）の図で言いますと、ケース検討調整会議にきたものは、市長申立てなのかの振り分けをするだけではなく、色々な難しい相談がこちらでさばけるとよいのではないかと考えたところです。

それから、質問になります。資料3（1）中核機関設置後、システム導入による相談体制の機能強化とありますが、どういうシステムを導入するつもりがあるのか、具体的なものがあれば教えていただきたいです。何か魔法の杖のようなシステムが導入されて、相談機能が強化されるものがあれば期待するところです。

事務局（センター）

お二人の委員から御意見を頂戴した、市長申立て以外ケースもという部分ですが、私達も理想といいますか理念としては、そういう状態にこの中核機関をしたいと考えているところでありまして、ただ難しい要素としては、個人情報の問題もあるのではないかと考えておりまして、先月、10月25日に国で開催されました成年後見制度利用促進専門家会議第11回の会議の中でも、複数の委員から中核機関について法制化をするべきであるとか、個人情報の取り扱いについて整備するべきだというような話が出ております。市長申立の案件については、行政の保有する情報を行政の中で取り扱っているという建付けだと思っております。例えば親族申立ての場合、親族の個人情報がどこまで取り扱えるのかという、まだまだ解決すべき課題があると思っております。ですので、設置直後については、市長申立てから始めて、両委員から御意見を頂戴したような形に是非進めていきたいと思っております。

後段のシステムについてですが、大それたシステムを導入するというわけではなく、中核

機関実施に伴って、他市町村でもシステムを導入しているというところもあります。相談件数が増えていくことが予想される中で、相談の質や相談対応を落とさないための機能強化であります。例えば A さん夫妻がいたときに、夫側の親族や妻側の親族から相談があるケースがあります。限られた職員ですので、相談対応の齟齬がない形で、システムを導入することにより、検索機能を強化して、適正な相談対応をとる。今はエクセルで対応していますが、システムを導入することで相談の質を担保するということと、相談を単発で終わるだけでなく支援の経過がわかる形で、合わせて相談の質を担保するということでもあります。

委員

先程の調整会議についての個人情報の取り扱い、それから、候補者推薦の受任調整の中での個人情報の取り扱いがありますが、横浜市では成年後見人等候補者調整会議運営要綱の中で、親族申立てに限って、複数の専門職が入りつつ、当該包括支援センターなどが持ち上げていった支援者も含めて、親族ではあるけれど候補者団体の電話番号を教えるだけでは難しい、複数の専門職が良いとか色々考えられる案件について、調整会議で実績を積んでいます。個人情報の取り扱いについては色々議論があると思いますが、横浜の運営要綱の中にも情報公開やセキュリティ要綱があるので参考にされるとよいのではないかと思います。後見に対する苦情の問題もあります。後見人等の個人情報もありますので、情報収集されて、横浜はかなり整理してきているので、見るとよいと思います。神奈川県でも来年度事業の中で広域で受任調整をということで、私も委員ですが、そこでも横浜に準じたような広域で受任調整をしていく仕組み作りをしています。情報を集めていただいて実りある議論にさせていただくとよいと思います。また、個人情報といっても、個人の特定できるような情報を個人情報というのであって、事例として扱っているようなものは個人情報ではないので、そのあたりのことを区分けしてみて、十分な配慮をすればできるのではないかと思います。

事務局（市課長）

貴重な御意見ありがとうございます。横浜市の事例、こちらで情報収集したいと思います。

会長

そのほかありますか。

会長

私からもよろしいでしょうか。まず、1つ目はケース検討調整会議についてですが、このメンバーはどんな人をイメージしているのか。もう1つは中核機関というのは、一部行政直営を予定しているということですが、行政直営となる部分は成年後見調整会議だけですか。最後にもう1つは、中核機関設置後の活動についてですが、先程委員からもお話がありましたが、成年後見人のことを支援するというので、そのために中核機関は何ができるのです

か。中核機関設置後の後見人等をしている人たちを援助する、バックアップしていくということだと思いますが、どういう形でバックアップするのか、話を聞いていてもみえてこなかったもので、そのあたりのことが聞ければ、後見制度を使ってみようかなと思えるのではないのでしょうか。そのあたりの具体的なイメージを教えてください。

事務局（市課長代理）

3点ご質問いただきました。まず1点目ですが、ケース検討調整会議のメンバーですが、まだ検討している段階で確定はしていませんが、人数的には5人程度の委員を考えていますが、これは委員という呼び方になるかはわかりません。その中で専門職団体の皆様にも関与していただきたいと思っています。その中では、当事者団体の方も含めて考えています。細かな構成については現段階では、はっきり決定してはいませんが、毎月実施することを考えると、弁護士会、司法書士会、社会福祉会、行政書士会、税理士会さんだけでチームとなると奇数なので、どういう形で御参画いただくかは検討しているところです。保健師等も含めた医療関係者もチームに入るといいのかなというところも検討しているところです。概ね5人くらいでとは考えているところですが、構成については検討しているところです。

また、行政直営の部分は市長申立ということで説明しましたが、調整会議の部分は直営という認識ではあります。設置後の機能については、個別のチーム支援というものが中核機関の連携によりということもありますが、チーム支援自体を中核機関がコーディネートしながら、周りのネットワークを構成している皆さまとは連絡会という形がありますが、会議体だけではなくて、実際の支援というところで機能する形にしたいと思っています。それが今のネットワークとの大きなちがいになってきて、皆様や御本人も期待しているところではないかと認識しています。

会長

今の最後のところだと思います。実際に関わっている人たちが中核機関に期待しているところは、チーム支援をどうやって具体化していくのかということだと思います。例えば、後見人がいて辞めさせるほどではないが、しかしながら、あまり本人のために色々考えてやってくれてないというとき、チームにいるケアマネージャーやサービス事業者が、後見人に伝わらなくてやってくれないというとき、こういう例がたくさんあると思うが、このようなとき中核機関が何をしてくれるのか、というイメージを膨らませてもらいたいです。そこが中核機関に期待されている部分だろうと思います。それを是非アピールしてほしいと思います。そうすれば、こんなにすばらしいものができたよというアピールになると思うのでお願いしたいです。

委員

市民後見人というのがもっとたくさんいて、もっと力強くやれるようにならないと、いき

いきしたものにならないのではないかと思います。話を伺った限りでは、後見サポーターというのは、なんとなく下働きなのかなと思ったりもしました。だんだん応募する人も少なくなっていると感じます。どうのように、情報が流れているのか。是非市民後見人が、もう少し上手く機能していけないかと思いました。もちろん市民後見人も裁判所が選ぶのでしょうから、受任ができるようにしておくということでしょうけれど。

事務局（市課長）

御意見をいただきました。広報も含めてこの制度を知っていただくということも、強化していく。そういう中で市民後見人になってみよう、やってみたいという方も増えるような形で広報もしていきたいと思います。

会長

この他、何かございますか、大丈夫でしょうか。それでは、議題2は以上にして、議題3「その他」に移ります。何かございますか。

事務局（市課長）

前回の3月29日の協議会で、センターとの相談時に市との連携のあり方や接遇について、御意見をいただきました。

市といたしましても、センターとの連携や情報共有については、市民の皆様から信頼されるよう、対応することが必要と考えています。

御本人の権利を守るということを第一においたとき、時には、相談者の希望通りにならない場合もあるかもしれませんが、相談を受ける際には、より丁寧な説明が必要と考えています。現在、中核機関の設置に向けて検討を進めておりまして、このことは重要なものと認識しています。引き続き、委員の皆様には、これからも忌憚のない御意見を頂ければ幸いです。よろしく願いいたします。

会長

前回の協議会の議論を経て、今のお話ということですね。予定していた議題は以上となります。それでは、協議会はこれで終了とし、事務局に進行をお返しします。

【閉会】

本日は、委員の皆様にお集まりいただき、直接御意見をいただくことができました。今年度末の中核機関設置に向けて、本日の意見を踏まえて、引き続き準備に努めてまいります。どうもありがとうございました。